

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示

令和8年2月16日

長岡京市長 中小路 健吾

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は、本業務に係る令和8年度当初予算が可決・成立することを条件としたものであり、本業務に係る当初予算が否決された場合は、本業務を実施しない。

また、本業務の契約締結予定日において、国の令和8年度当初予算が未成立の場合は、国の令和8年度当初予算が成立するまで、本業務に係る契約締結を保留する。

1. 案件概要

- (1) 業務名 長岡天神駅西地区市街地再開発事業支援業務委託
- (2) 業務内容 別記「特記仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の翌日から令和10年3月31日まで
- (4) 対象地区 長岡京市天神1丁目 地内

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、以下に掲げる要件を満たしている者

- (1) 令和7・8年度長岡京市競争入札等有資格者名簿に記載の有資格業者であること。
- (2) 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県又は三重県内に本店（本社）若しくは支店（営業所）を置く者であること。
※支店（営業所）については、入札・契約行為に関する権限について年間委任を受けていること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）別表の登録部門のうち「都市及び地方計画」の登録を受けている者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 公示の日から技術提案書特定の日まで、長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 警察当局から、長岡京市暴力団等排除措置要綱（平成23年4月1日施行）別表に該当する者として、長岡京市発注工事等からの排除要請があり、長岡京市長から排除措置を受けている者でないこと。
- (8) 同種業務の実績を有していること。

- (9) その他業務説明書に掲げる要件を満たしていること。

3. 参加表明等

(1) 担当部局

〒617-8501

京都府長岡京市開田1丁目1番1号

長岡京市 建設交通部 まちづくり政策室

電話 075-955-9719

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年3月6日（金）午後5時

提出場所：長岡京市役所 建設交通部 まちづくり政策室

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）

※郵送の場合は、令和8年3月6日（金）必着

(3) 選定通知及び技術提案書提出要請

令和8年3月13日（金）

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

提出期間：令和8年3月13日（水）から3月27日（金）午後5時まで

提出場所：上記3. (2)に同じ

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）に限る。

※郵送の場合は、令和8年3月27日（金）必着

(5) 技術提案書に関するヒアリング等の有無、日時及び場所

ヒアリング等：実施する。

実施日：令和8年4月3日（金）午後

場所：長岡京市役所 会議室

その他：ヒアリング等の時間、会場及び留意事項は別途通知する。

4. 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 参加表明者の同種業務の実績
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 配置予定の技術者の経験及び能力

5. 技術提案書の提出者を特定するための評価基準

- (1) 参加表明者の同種業務の実績
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 配置予定の技術者の経験及び能力
- (4) 当該業務の実施方針、実施フロー、工程表の妥当性、業務の理解度
- (5) 評価テーマに関する技術提案
- (6) WLB（ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は、特定者以外は無断で使用しない。
- (4) 審査内容や審査経過については、公表しない。
- (5) 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (6) 技術提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 詳細は説明書による。